

京丹後市入札監視委員会(平成 25 年度第 1 回) 議事概要

開 催 日 時	平成 25 年 7 月 23 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 10 分	
開 催 場 所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 創造連携センター 2階 プレゼンテーションルーム (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名 (職業)	委員長 <small>かくだ あきら</small> 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委 員 <small>たなべ やすお</small> 田辺 保雄 (弁護士) 委 員 <small>むらお けん</small> 村尾 慎哉 (公認会計士)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (<small>いと</small> 糸井財務部長) 2 委員長の選出 角田委員長、田辺委員長代理を選出 3 報告事項 (1) 最低制限価格の運用について (2) 入札制度の改善等について 4 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 5 次回抽出委員の選出 田辺委員を選出 (五十音順で持ち回り) 6 次回開催日程の調整 7 その他 8 閉会あいさつ (<small>いと</small> 糸井財務部長)	
審 議 対 象 期 間	平成 24 年 10 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	
抽 出 案 件	総件数 6 件	(備考) 対象件数 85 件
一 般 競 争 入 札	1 件	
公 募 型 指 名 競 争 入 札	—	
通 常 指 名 競 争 入 札	3 件	
随 意 契 約	2 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、随意契約をされる場合は、その理由を明確に説明できること。また外部設計業者に見積り依頼する際は、施工業者との関係や積算方法等を確認すること。予定価格の設定については、一律工種のみで積算するだけでなく、現場の状況等を踏まえ、実態に近い積算額に反映できる手法はないか検討いただきたい。	

別紙

「3 報告事項 関係」

1 最低制限価格の運用について

※ 最低制限価格の引上げを行う趣旨（H23.4.7 中央公契連モデル、H25.5.16 中央公契連モデルに準拠分）について説明を行ったもの。

意見・質問	回答等
<p>○ 引上げの趣旨について（1） 平成 24 年 11 月 1 日以降の入札執行（開札分）から適用分について 最低制限価格制度の見直しを実施したことによって、その影響はどうであったか。</p>	<p>現場管理経費を 70%から 80%へ引き上げる趣旨 （H23.4.7 中央公契連モデルに準拠） 国の試算では落札率が約 2%程度上昇する見込みという報告だが、本市では年度途中で導入したため約 1%強程度の上昇と分析しています。</p>
<p>○ 現状について（1） この改定は府下 15 市中、何市が適用しているのか。</p>	<p>既に府下全域の市で適用済です。</p>
<p>○ 現状について（2） 平成 25 年 6 月 12 日以降の入札執行（開札分）の適用分について 京都市は、この改正を適用しているのか。</p>	<p>一般管理費を 30%から 55%へ引き上げる趣旨 （H25.5.16 中央公契連モデルに準拠） 既に京都市も適用済です。</p>

2 入札制度の改善等について

※ 1,000 万円以上の土木、下水道、水道施設工事だけを対象にしていたが、入札の透明性及び公平性を高めるため、130 万円以上の格付工種について条件付一般競争入札の拡大を図る。（平成 25 年 4 月 1 日以降の入札公告を行う対象工事について適用）

意見・質問	回答等
<p>○ 対象工事、金額等について 災害復旧工事の、改善後の欄に「市民局管内の発注単位を廃止」と記載されているが、どういう意味なのか。</p>	<p>従前の災害復旧工事については、発生した合併前の旧町域の業者を対象に指名していましたが、少ない地域や多い地域が偏り、不平等が生じていたため、地域枠を無くし京丹後市として一般競争入札の対象としました。</p>

「4 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成 24 年度 市道千丈敷下沖線道路改良工事・・・一般競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 抽選について (1) 工事が高額であるにもかかわらず、抽選となった理由について、どのように分析するのか。</p>	<p>市道改良工事としては、内容的にありふれた単純な工事であり、特に特殊な製品・工法もないものでした。積算についても容易であったためと考えます。</p>
<p>○ 工事の実施について (1) 平面図を見ると、網掛けしている部分が今回の対象工事で、それ以外の部分は既に完成した部分ですか。</p>	<p>網掛けしていない部分は、平成 23 年度までに完成した部分です。</p>
<p>○ 工事の実施について (2) 同じ路線なのに、年度を複数年分けて発注するのは何故ですか。工期の関係ですか。全体を 1 業者でまとめて実施したほうが割安で施工できるのではないかと。</p>	<p>この路線については平成 21 年度から用地買収をはじめその後 2～3 年をかけて事業を実施しています。通常、本市の道路改良事業は、毎年予算の枠というものが決められていますので、工事延長の長い路線は単年度で施工せず、完成時期や、金額面では効率は悪くなると思いますが、複数年かけ施工しています。</p>
<p>○ 抽選について (2) 抽選により、落札業者が決まっていますが、業者から抽選になることによって意見はでていないのか。</p>	<p>特に、業者から意見を受けたことはありません。</p>
<p>○ 抽選について (3) 競争というより積算価格を読むだけの能力の優劣で入札されているような、本来の競争入札の趣旨が失われつつあるように思われますが、いかがですか。</p>	<p>施工能力は充分満たしている業者が参加した入札であり、そのなかで、業者の積算能力が向上しているということとあります。結果として抽選という現象が発生したと考えています。</p>
<p>○ 入札のルールについて (1) 予定価格を事前公表すると、どのような弊害が出るのか。抽選という結果になるのなら、公表しても、しなくても、今と同じ状況ではないか。</p>	<p>予定価格を事前公表すると、抽選による落札案件が今以上に増えると予想されます。また、国交省通知でも予定価格の事前公表はすべきでないとも通知もいただいていますし、落札額が高止まりするケースも発生すると思われま。そういうことを踏まえ、事前公表は控えたいと考えます。</p>

2 平成 24 年度 京丹後市峰山クリーンセンター整備工事・・・通常指名競争

※ 最低制限価格の設定がなかったが、落札率が高い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について (1) 落札率が高い要因として、どう分析しているのか。</p>	<p>本工事で使用する部品の大半については、受注生産によるものが多く、単価が低くならないこと。また、稼働中の施設の改修ということで、作業時間の制約があり、作業員の拘束時間が長くなるなどのことから、落札率が下がらないのではと考えています。</p>
<p>○ 予定価格について (1) 予定価格は、どうやって決められたのか。</p>	<p>設計は、入札により設計業者を決定し、委託しています。その設計に基づき、市が予定価格を定めます。</p>
<p>○ 設計書について (1) 設計は外部委託業者ということだが、どのような資料を基に積算されているか確認していますか。</p>	<p>設計業者にヒアリングを行いながら、適正な修繕箇所の決定を行って積算しています。</p>
<p>○ 設計書について (2) 修理に使う部材については、汎用品を使っているのか。</p>	<p>材質については品番指定をおこなっています。汎用品としては、おそらくプラント施設には、あまりないかと思えます。</p>
<p>○ 設計書について (3) 設計業者が設計金額を積算する際に、工事施工業者へ直接見積りを取っていることはないのか。</p>	<p>工事業者からは、見積りを取っていないと考えています。</p>
<p>○ 予定価格について (2) 要望 高い落札率が続く要因として、設計業者が組んだ価格を単純に予定価格としているように見受けられる。市でも精査し、競争原理が働くような手法がないか検討いただきたい。</p>	<p>設計については、適正かどうかしっかり確認することが大事であり、そこで多くの業者に入札参加していただくことが理想ですが、ご存じのとおり、プラント施設は性能保証・特殊製品・汎用性がない等で参加業者が限られている状況です。今後の施設建設についてはトータル的（建設からメンテナンス等）に包括契約などがあるかなど研究をしていきたいと考えます。</p>
<p>○ 指名業者について (1) 今回指名業者が 4 者ということですが、この数を増やして、競争原理がもっと働くようにできないのか。</p>	<p>指名業者の選定については、許可の関係・施工実績等を有する業者で、市が把握している（指名願いが提出されている）業者を選定しており、過去に 8 者、7 者指名した経緯もありました。そのなかで、24 年度は 4 者の指名であったのは、性能保証が保てないという理由で辞退された業者</p>

意見・質問	回答等
	<p>については指名を外し、また近年指名願いを提出されていない業者には指名できないという理由です。</p> <p>本市から施工可能な業者への働きかけをするということとはできず、指名願いを提出いただいた業者から指名入札・一般競争入札に参加していただくこととなります。</p>
<p>○ 入札のルールについて (1) 要望 施工業者と、設計業者の取引状況等の関係についても確認していただきたい。</p>	<p>入札においては、当該工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面で関連のない者というルールがありますので、その点は問題がないと考えます。</p>

3 網野地区管渠布設工事その 28 …… 通常指名競争

※ 同種工事で、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 抽選について 同種工事で抽選が続いた理由について、どのように分析するのか。</p>	<p>設計図書の情報公開により、業者の積算能力が向上したことが考えられます。これにより最低制限価格ギリギリでないと落札できないこと、競争の激化として抽選が発生していると考えられます。</p>
<p>○ 情報公開について (1) 要望 情報公開請求に対する対応というのは全国一律ではないのですか。京丹後市は進んでいて、そうでないところもあるということですか。</p>	<p>他市の公開状況はわかりかねますが、本市の情報公開については、かなり進んでいると思います。設計図書については、事後ですが全て公開しています。</p> <p>他市の情報公開の状況については、調べまして次回委員会で報告させていただきます。</p>
<p>○ 入札の辞退者について (1) 2 者辞退者がありますが、その辞退理由はわかりますか。</p>	<p>1 者は、手持ち工事と重複しており工期が厳しいとのことであり、もう 1 者は、技術者の配置が困難であるという理由で辞退されています。</p>
<p>○ 入札のルールについて (1) 入札条件は、案件ごとに決めているのか。</p>	<p>入札案件ごとに、その都度決めています。</p>
<p>○ 入札の辞退者について (2) 辞退者が多いと、入札の公平性・競争性が弱まってしまうと思うので、辞退者が増えそうな案件については、参加業者と調整しながら入札</p>	<p>各業者の個別状況を把握することは困難な状況です。</p> <p>また、本案件のように、指名競争入札では業者の都合を考慮せず、施工能力等の条件で判断して指名していますが、平成 25 年 4 月から一般競争入札の範囲を拡大したことによ</p>

意見・質問	回答等
条件を緩めたりできないのか。	って、業者が判断し応札する環境になりますので、改善されると考えています。

4 平成 24 年度 峰山町市道宮分岸ノ下線ガードレール設置工事 … 通常指名競争

※ 最低制限価格を設定しないもので、落札率が低い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約金額について (1)</p> <p>予定価格と比較して非常に安い契約金額であるが、安い金額になった理由について、どのように分析するのか。</p>	<p>落札率が低かった理由としては、自社施工が可能であったこと。工種が少ない一方で、工事延長が長く、施工手間が省けること。また、本工事は材料費の占める割合が高く、資材の購入価格が抑えられたと考えられます。</p>
<p>○ 工事施工について (1)</p> <p>安価であったが、工事の質自体は、特に問題なく完工したのか。</p>	<p>現場自体は問題なく、完成しています。</p>
<p>○ 予定価格について (1)</p> <p>予定価格の算定そのものが市場価格にあっているか疑問に思われるが、担当課としてはどう感じているのか。</p>	<p>本案件については、ガードレール設置工事のみで元請受注し、利益率が高く見込まれたこと。また工事施工場所が交通量も少なく、見通しのよい直線道路で、現場の施工条件が非常に良かったということが、安価でできた要因と考えられます。設計額等については、こうした現場の状況を個々に反映せず、工種に応じた算定方法となるため、なかには契約金額との差が生じるケースもあると考えます。</p>
<p>○ 最低制限価格の設定について (1)</p> <p>最低制限価格を設ける設けない場合は、どういう基準でしたか。</p>	<p>工事の完成・検査が容易にできるものについては設けていません。例えば、土木工事については 1,000 万円以下で、ガードレール設置工事・転落防止工事・区画線工事や、河川の浚渫工事などの単一工種のものです。</p>

5 平成 24 年度 社会資本整備総合交付金事業 京丹後市内交通安全施設設置修繕工事
(その 5) … 随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 最低制限価格の設定について (1) 今回は随意契約をしていますが、時間があって競争入札した場合でも、最低制限価格を設けない工種なのか。</p>	<p>1,000 万円以下の単一工種ですので、仮に入札であっても最低制限価格を設けない案件になります。</p>
<p>○ 契約金額について(1) 予定価格と比較して非常に安い契約金額であるが、安い金額になった理由については、先程の案件と同じ理由なのか。</p>	<p>同様の理由が考えられます。この案件も資材費や人件費が大きな割合を占めています。</p>
<p>○ 予定価格について(1) 資材費など、市場価格と比較して、予定価格の設定がやや高めになっているのではないかと。</p>	<p>設計単価は、国府の積算資料に基づいています。</p>
<p>○ 設計書について(1) 設計単価は、積算資料から算出するとのことですが、それは、地域性は考慮されず、全国一律の採用数値ですか。</p>	<p>各都道府県単位で設定されており、本市の場合は、京都府の積算基準に基づいています。</p>
<p>○ 契約金額について (2) 同じような工種で、都市部の京都市と、京丹後市内で行った場合は、どちらが高くなるのですか。</p>	<p>諸経費面で、都市部については、交通量・都市部など加算部分があります。一方本市は、交通量も少なく都市部でもないため、その部分については安く積算されます。</p>
<p>○ 最低制限価格の設定について (2) 例えば、京都市で最低制限価格の設定のない簡易な工事は、同じく落札率が低い傾向にあるのでしょうか。</p>	<p>京都市の状況はわかりかねますが、京都府ですと、同じ区画線工事については、最低制限価格を設けており、落札率も 80% 台と聞いています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 予定価格について (2)</p> <p>見積願末書を見ると、どの業者も予定価格を大きく下回っておられるので、やはり予定価格の設定について高いのではないかと感じるが、仕方がないことなのか。</p>	<p>予定価格は、設計金額に基づきまして、市のほうで設定しているのですが、予定価格につきましては、設計金額と、あまり歩切りをしてはいけないということで、同程度の額を設定しています。</p>

6 平成 24 年度 投入液破砕ポンプ改修工事 … 随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について (1)</p> <p>随意契約した理由が、競争入札に付することが不利と認められるときという理由ですが、予定価格 100% で随意契約していたら、この理由に該当しないと思われませんが、いかがですか。</p>	<p>施設の運転管理に支障を来さないよう短期間で改修する必要があり、当初施工業者のみ知り得る独自の知見を有し、一貫した施工が技術的に必要とされる工事であるため、競争入札に付することが不利と認められるときに該当すると判断しました。</p>
<p>○ 業者選定について (1)</p> <p>当初施工業者で、メンテナンスも含め熟知されているのなら、もう少し価格が安くなるのではないか。</p>	<p>従来から使用している鋳鉄製ポンプでしたら、300 万円弱ぐらいで施工できますが、今回は耐酸性を高めるため、ステンレス製に変えた仕様であったため、この価格になりました。価格交渉につきましては、指定管理者のアミタ株式会社が施工業者と十分値段交渉しておりまして、この額を採用したということになります。</p>
<p>○ 業者選定について (2)</p> <p>アミタ株式会社は、他の業者見積りを取っていないのでしょうか。この施工業者 1 者との相対ですか。</p>	<p>確認していませんが、おそらく他の業者にも相見積りを徴取していると思います。確認します。</p>
<p>○ 契約方式について (2)</p> <p>随意契約した理由について、6 号理由より、むしろ 7 号理由（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見</p>	<p>7 号理由については、価格面で非常に有利な価格で締結できる場合ということですし、今回の場合は、専門性を重視しており、唯一、その業者しか施工できないと担当課は判断したということで、6 号理由が適合すると考えております。</p>

意見・質問	回答等
込みのあるとき)が近いのではありませんか。	
<p>○ 契約方式について (3) 要望</p> <p>今回の案件は、理由と実態が合致していないように見受けられます。随意契約することは、非常に不透明に見えますので、第三者に対しても透明性を確保してもらうことが望まれますので、今後検討をお願いしたい。</p>	<p>随意契約の理由については、今後明確に、しっかり説明できるように努めます。</p>

「4 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

意見・質問	回答等
今回はありません。	